

実質的被保険者による 保険事故招致に関する一考察

山 田 拓 広*

目 次

- I はじめに（問題の所在）
- II 故意・重過失免責の趣旨
- III 第三者による保険事故招致
- IV 実質的被保険者該当性の判断枠組み
- V おわりに

I はじめに（問題の所在）

保険法17条1項第1文は、「保険者は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって生じた損害をてん補する責任を負わない。」と規定し、故意または重過失免責（以下単に「故意免責」ということがある）の人的範囲を保険契約者および被保険者と定めている。同規定の性質は任意規定であり¹⁾、法定免責事由に該当する場合に保険金を支払う旨の約定や、法定されていない免責事由を定める約定も許される²⁾。もっとも、被保険者の故意によって損害が生じた場合に当該被保険者に保険金を支払う約定については公序良俗に反するものとしてその効力が否定される場合もあると考えられると指摘されており³⁾、とりわけ保険金受取人等（損害保険契約

* やまだ・たくひろ 弁護士（高橋・山田法律事務所）

1) 萩本修編『一问一答保険法』（商事法務、2009年）120頁。

2) 大串淳子＝日本生命保険生命保険研究会編『解説保険法』（弘文堂、2008年）76頁。

3) 法務省民事局参事官室「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（2007年8月）

における被保険者および生命保険契約における保険金受取人を指す)の故意に関しては絶対的強行規定と解する考え方が有力であるとされる⁴⁾。

では、被保険者以外の第三者が公序良俗に反するような態様で故意に保険事故を招致した場合どのように解すべきか。被保険者以外の第三者による保険事故招致は自然災害と異なることなく客観的危険に属するものとして当然に保険者免責を導くものではないと捉えるのが原則と考えられるが⁵⁾、被保険者と法律上・事実上何らかの特殊な関係にある第三者(保険の利益享受者、保険契約者⁶⁾、生命保険における被保険者、被保険者の法定または任意代理人、被保険者の被用者・配偶者や家族、保険契約上の権利の承継人・担保権者、被保険者たる法人の機関⁷⁾、被保険者たる不在者の財産管理人、被保険者たる法人の従業員、被保険者に被保険物の管理を任された者⁸⁾など)が保険事故を故意に招致した場合には別途検討が必要である⁹⁾。

被保険者と法律上・事実上特殊な関係にある第三者のうち、経済的・実質的に見て、保険事故招致により被保険者と同様の利益を受ける者¹⁰⁾による故意の保険事故招致の場合は保険者免責を検討する必要があるというべきであるが、具体的に、いかなる者が「経済的・実質的に見て、保険事故招致により被保険者と同様の利益を受ける者」に該当するかは明らかでない。本稿では、「経済的・実質的に見て、保険事故招致により被保険者と同様の利益を受ける者」を実質的被保険者¹¹⁾と位置付け、実質的被保険者

↘47頁。

4) 大串ほか・前掲注 2) 76頁。

5) 大森忠夫「被保険者の保険事故招致」保険契約の法的構造(有斐閣、1952年) 232頁、竹瀝修「損害保険契約における経済的被保険者」川瀆昇ほか編『森本滋先生還暦記念 企業法の課題と展望』(商事法務、2009年) 451頁。

6) ここでの保険契約者は、他人のためにする保険契約における保険契約者を指す。

7) 大森・前掲注 5) 232頁。

8) 竹瀝修「保険事故招致免責規定の法的性質と第三者の保険事故招致(一)」立命館法学 170号(1984年) 527頁。

9) 大森・前掲注 5) 232頁。

10) 竹瀝・前掲注 5) 451頁。

11) 本稿で議論する「実質的被保険者」は、竹瀝・前掲注 5) で検討されている「経済的

による故意の保険事故招致免責を認めるための判断枠組みと、実質的被保険者による故意の保険事故招致に関連する諸問題について検討する。

II 故意・重過失免責の趣旨

1 故意・重過失免責の趣旨は、複合的な観点から説明されるが、条件附法律関係における信義則説および公益的見地説が通説的見解であり、ここに主観的危険除外説が有力説として主張されていると考えられる。

2 条件附法律関係における信義則説

条件附法律関係における信義則説は、民法130条が、「条件が成就することによって不利益を受ける当事者が故意にその条件の成就を妨げたときは、相手方は、その条件が成就したものとみなすことができる。」と規定しているものの、反対に、条件の成就により利益を受ける当事者が故意にその条件を成就させたときは相手方はその条件が成就しなかったものとみなせるかは規定がない。しかし、信義誠実の原則上、民法130条を類推適用してこれを認めるべきであり、被保険者の保険事故招致の場合もこの法則の一適用として理解すべきである。この意味において事故の不確実性または不可測性が欠缺するならば保険制度の技術的要請からは保険者免責は絶対的でなければならないが、免責の根拠を当事者間の信義誠実の原則の結果と解すれば、具体的事情によっては、保険者が甘受する限り、被保険者の心意に基づく事故の場合も保険者が保険金を支払うことを妨げない、と説く¹²⁾。

↘被保険者」と同義のものとして位置付ける。竹瀆・前掲注 5) も同義のものと捉えているものと解される（同論文464頁参照）。なお、経済的被保険者（wirtschaftlich Versicherte）または実質的被保険者（in Wirklichkeit Versicherte）はドイツの学説・判例上認められており、ドイツの学説・判例は、経済的ないし実質的被保険者による事故招致は旧ドイツ保険契約法61条（現行ドイツ保険契約法81条）の被保険者による事故招致に含まれると説明する、と説かれる（大森・前掲注 5）240頁）。

12) 大森・前掲注 5) 217～223頁。竹瀆・前掲注 8) 520～523頁。

もつとも、この説に対しては、他人のためにする保険契約の保険契約者（保険契約者と被保険者が分離する場合）の故意の事故招致が免責とされる理由が説明できないこと、重過失による事故招致は必ずしも信義則違反ではなく、民法130条の類推適用は故意に条件を成就させた場合であり、ここから引きだせる法則は必ずしも重過失には妥当しないと指摘される¹³⁾。なお、現在では、民法130条の類推適用ではなく、民法130条2項を類推適用しないしその趣旨を参照することになろう¹⁴⁾。

3 公益的見地説

公益的見地説は、保険事故の発生は社会的に好ましくない事実と一般に認められており、損害保険について法は被保険利益の存在の要件や超過保険の禁止など反社会的手段による積極的利益獲得行為に対する防止策を講じているが、これが功を奏さない場合もあり、また、事故発生により被保険者が利益を受けない場合でも無価値または反価値的な事故を発生させその損害を保険者からてん補されることは社会的に容認できないと考えられる場合があることから、反社会性が認められる場合には被保険者は保険金を受け取れないという法則が強行法的に定立されなければならない¹⁵⁾とする。さらに、保険契約者または被保険者の故意・重過失による保険事故招致による損害を保険者がてん補することは、事故招致を誘発し、公序良俗に反するとも説かれる¹⁶⁾。しかし公益的見地説に対しても、前述の信義則説と同様、他人のためにする保険契約の保険契約者の故意の事故招致の場合が免責とされる理由が説明できないこと、重過失による事故招致が公序良俗に反するといえるか、といった点が指摘されている¹⁷⁾。

13) 竹瀆・前掲注 8) 523頁。

14) 山下友信『保険法(下)』(有斐閣、2022年) 56頁は「趣意」が参照されることがあると指摘する。

15) 大森・前掲注 5) 222頁。

16) 竹瀆・前掲注 8) 524頁。

17) 竹瀆・前掲注 8) 524頁。

なお、ここでいう公益に反することの意味について、被保険者の行為そのものに反社会的な性格が認められるという理由は、必ずしも損害保険契約における故意の事故招致が犯罪になるわけではない（事故所有物の破壊等）ことから一般論とはなりえず、むしろ、故意に事故を招致しておきながら保険給付を受けることは保険制度の運営を破壊する行為であること、および、故意に招致した事故に関して保険給付を受けること自体が社会的に見て不当な利得と評価されることが理由とされるべきと指摘されている¹⁸⁾¹⁹⁾。

4 主観的危険除外説

主観的危険除外説は、保険者は保険契約者の側に存する異常な危険を引き受けることを欲せず、そのために保険者は保険契約者の悪意または重過失という一定の主観的な危険状態の除外の下においてのみ危険を引き受けている、とする考え方で²⁰⁾、通常、被保険利益と事実上密接な関係を有する被保険者自身において存在する故意・重過失による保険事故招致の危険は、保険者の引き受けることを欲しない主観的な高度の危険であるため、法律がそれを除外していると解するのである、とされる²¹⁾。

主観的危険除外説の見地からは、被保険者の主観的な異常危険を引き受けから除外するため重過失免責については説明できるが、他人のためにする保険契約における保険契約者による故意の事故招致の場合はなお問題が残るとされる。すなわち、保険契約者は通常保険の目的的管理者として保

18) 山下・前掲注14) 56～57頁。

19) 榊素寛「故殺・自殺・保険事故招致免責の法的根拠」黒沼悦郎＝藤田友敬編『江頭憲治郎先生還暦記念 企業法の理論（下）』（商事法務、2007年）は、「公益」はその基礎に反社会性を有する概念であり、保険者との関係で免責を必要とするということはあくまでも副次的で犯罪行為による利得を第一義とするとし、「公序良俗」は、反社会性を基礎としない点で「公益」概念よりは弱く、さらにその概念を、①「不当利用の防止（弱い公序）」、②「権利濫用（弱い公序）」、③「自殺（損害保険では所有物の破壊）の誘発防止」の3つに分類する。

20) 坂口光男「保険事故の招致」法律論叢43巻4・5号（1970年）213頁。

21) 竹瀨・前掲注8) 526頁。

険の目的について事実上密接な関係を有しているから保険契約者の故意・重過失という主観的危険事情を免責とするものであるとされるため²²⁾、被保険物が被保険者の管理下にあり、保険契約者はその管理に無関係であった場合は、保険契約者は全くの第三者と異ならず、このような場合の説明には困難を感じざるを得ない、と指摘される²³⁾。

主観的危険除外説に対しては、現に存在する法定または約定の法則の叙述的説明にすぎず、故意の保険事故招致が除斥される根拠を積極的に明らかにしない限りは、例外や反対の特約の可否、程度、その適用範囲についての拡張や制限を認めるべきか否かなどの解決の標準が明らかにならない、と批判される²⁴⁾。

5 検 討

主観的危険除外説は、現に存在する法定または約定の法則の叙述的説明にすぎず、例外や反対の特約の可否、程度、その適用範囲についての拡張や制限を認めるべきか否かなどの解決の標準が明らかにならないとの批判は妥当であろうか。

主観的危険除外説は、保険者は保険契約者の側に存する異常な危険を引き受けることを欲しないがために引き受けから除外することを根拠とするものであるが、そこには、故意・重過失は損害発生の高度の蓋然性があるから保険者は引き受けを拒否するのであり、保険者において保険契約者側の主観的異常危険を引き受けようとする、保険料を高額化せざるを得ず保険制度を維持できないという点に根拠を見出すことができるのではないかと思われる。

ここから、損害発生の高度な蓋然性がない場合²⁵⁾や、保険制度の維持が

22) 坂口・前掲注20) 216頁。

23) 竹瀝・前掲注8) 526頁。

24) 大森・前掲注5) 208～209頁。

25) 例えばホールインワン保険や、保証保険など。保証保険については、山下・前掲注14) 58頁では、公益に反しないから故意が免責事由とされていないと指摘されている。

可能な範囲（適切な保険料が算出できる場合や、高額な保険料を負担できる特殊な危険団体を対象とする場合等）で故意または重過失による事故招致を引き受けることも可能であるとの解釈を導くことができるであろう。もっとも、損害発生の高度な蓋然性がない場合や、保険制度の維持が可能であるならば、あらゆる危険を引き受けることができるかというところとはいえない。犯罪行為や違法行為を助長するような危険を引き受けることが許されないことは明らかであるから、その意味で引き受けの限界を画するためには、公序良俗維持という強行法的な観点が必要であると考えられる。

このように主観的危険除外説に対する批判（法則の叙述的説明に過ぎず例外等を認めるか否かの判断基準足り得ない）は必ずしも正当とは思われない。引き受けの限界を画する機能もつばら経済的理由からの保険制度維持に求められる点にこの説の問題があるといえるが、保険法17条は任意規定であることや、重過失免責の理由を無理なく説明できることから²⁶⁾、私見としては、故意・重過失免責の趣旨は、主観的危険除外説を中心に、保険の種類ごとに個別に検討するのが妥当と考える²⁷⁾。

Ⅲ 第三者による保険事故招致

1 検討の視点

故意・重過失免責の趣旨については、上記のとおり主観的危険除外説を中心に、信義則説、公益的見地説の観点も踏まえて保険の種類ごとに複合的に根拠付けるべきであると述べたが、これを前提に、第三者による保険事故招致に対する基本的な考え方について検討する。

ここでの「第三者」としては、冒頭で述べたとおり、保険の利益享受者（実質的被保険者）、他人のためにする保険契約における保険契約者、生命

26) 竹瀝・前掲注 8) 526頁。

27) 拙稿「賠償責任保険契約における故意免責（4・完）」立命館法学409号（2023年）548頁以降も参照。

保険における被保険者、被保険者の法定または任意代理人、被保険者の被用者・配偶者や家族、保険契約上の権利の承継人・担保権者、被保険者たる法人の機関、被保険者たる不在者の財産管理人、被保険者たる法人の従業員、被保険者に被保険物の管理を任された者などが想定されるが、本稿では、これらの第三者を個々に検討するのではなく、基本的な考え方を述べるに留める。

2 自己責任主義と代表者責任論

(1) 自己責任主義の根拠

保険法17条1項1文は保険契約者および被保険者による保険事故招致を被保険者免責と規定しているのみであるから、それら以外の第三者による保険事故招致は保険保護が受けられるのが原則である(改正前商法641条後段も同様である)。しかし、履行補助者の故意・過失の理論や、使用者責任、法人の機関等の責任の帰責の理論を介して、第三者の故意・重過失の責任を被保険者に及ぼすことも理論的に不可能ではない²⁸⁾。後述の代表者責任論も同様であろう。

もっとも、わが国の保険法制は包括引受主義を採用し、保険者免責条項は例外であること、被保険者の保険保護の範囲を明文の規定なく制限することは妥当でないこと、被保険者が補助者に保険の対象を管理させていた場合に補助者の故意・重過失による保険事故招致を理由に保険者免責を認めることは被保険者にとって二重の損失であり保険の価値を著しく低下させること²⁹⁾、条件附法律関係における信義則説や公益的見地説からは保険事故の発生によって保険金を受くべき地位にある者が事故を招致した場合が問題なのであり、そのような地位を有しない者の事故招致は当然には保険者免責の理由にはならないのが原則であること³⁰⁾などの理由から、自己

28) 竹瀝・前掲注 8) 528頁。

29) 竹瀝・前掲注 8) 528頁。

30) 大森・前掲注 5) 233～234頁。

責任主義が通説と考えられる。判例上も大審院判決³¹⁾が自己責任主義を取
ることを明言しているとされる³²⁾。

(2) 自己責任主義を否定する根拠としての代表者責任論

これに対しては、保険契約者が一定の他人に事実上保険の目的の管理を
委ね、この他人が保険契約者に代わって保険の目的を管理する場合、この
他人の行為による保険事故招致の効果に対して保険契約者が事実上無関係
でありうるということは全く不可能であるとして代表者責任論を主張する
見解がある。この見解は、管理を他人に委ねることで保険者の法的地位を
悪化させることは保険契約者の自由ではなく、危険団体は保険契約者の身
代わりの代表者側での危険管理が誠実に実行されることにつき利害を有し
ているのであるから、保険契約者の法律上・事実上何らかの関係にある第
三者の保険事故招致を保険契約者の保険事故招致と同視して保険者の給付
免責を肯定すべきであるとし、給付免責の効果を認めないとする議論は保
険取引の実際を無視するもので、保険の目的を自ら管理する保険契約者よ
りも第三者に管理させる保険契約者が優遇されることとなり衡平の理念に
反する、として、自己責任主義を批判する³³⁾。このような代表者責任論
は、ドイツでは判例法ないし慣習法として認められているとされる³⁴⁾。

代表者責任論を主張する論者はさらに、次のように述べる。保険事故の
招致は、保険の目的に対する純粹の事実行為であり、保険の目的をその経
済目的に反する方法で取り扱うことに存する。かかる行為は保険の目的の
占有・管理に関与する者について問題となるが、もし第三者が保険の目的
について事実上危険管理者としての地位に立つならば、この第三者を保険
契約者の代表者、危険管理者と解すべく、法律上の危険除斥は必然的にこ

31) 大判昭和7年9月14日民集11巻18号1815頁。

32) 竹瀨・前掲注 5) 486頁。

33) 坂口・前掲注 20) 223～224頁。

34) 大森・前掲注 5) 264頁、坂口・前掲注 20) 233頁、竹瀨修「保険事故招致免責規定の法
的性質と第三者の保険事故招致（二）」立命館法学171号（1984年）653頁。

の第三者の有責行為に対して向けられなければならない。事実上保険契約者から全面的に被保険危険の管理を委ねられている場合に、この第三者を保険契約者の代表者と考え、この第三者の保険事故招致を保険契約者の保険事故招致と同視して、保険者の給付免責を肯定すべき、とする³⁵⁾。

(3) 検 討

代表者責任論は、第三者が、被保険者から保険の対象の管理を委ねられている場合に保険者免責を導くための理論であるから、第三者が被保険者から保険の対象の管理を委ねられていない場合には検討の余地がない。したがって、代表者責任論を他人のためにする保険契約の保険契約者を含む第三者による故意の事故招致免責の一般的な根拠とすることは困難であろう。前述のとおり、わが国の判例上は大審院判決³⁶⁾が自己責任主義を取ることを明言しているとの指摘³⁷⁾があることにも注意が必要である。

私見は故意・重過失免責の根拠は主観的危険除外説を中心に考えるべきとの立場であるが、このことから論理的に代表者責任論が否定され、自己責任主義を採用すべきとの結論が導かれることにはならない。しかし、保険事故の発生によって保険金を受け取るべき地位を有しない第三者の事故招致の場合に、危険管理者の地位があったというだけで保険者免責の効果を導くことは被保険者にとって不利であるし、単なる危険管理者の故意・重過失は保険者が引き受けることを欲しない被保険者側の異常な危険とも言い切れない。第三者が危険管理を行うに至った理由にもよるが、被保険者との契約により保険の目的を管理しているのであれば、保険の目的を適切に維持・管理するための善管注意義務等を負っているはずであるから、このような危険管理者の主観的危険は、保険者が引き受けを欲しない異常危険とはいえないであろう。

35) 坂口・前掲注20)236頁。

36) 前掲注31)判決。

37) 竹瀨・前掲注5)486頁。

代表者責任論と自己責任主義の違いは種々あるが、根本的な考え方の対立として、第三者による保険事故招致免責を考えるにあたり、保険による利益帰属主体による事故招致か否かが重要である。私見は、故意免責の趣旨について主観的危険除外説を中心とする立場であり、この見地からは、保険による利益獲得が損害発生危険を高めると考えられる。したがって、原則として保険による利益帰属主体による故意・重過失の保険事故招致を免責とする自己責任主義が妥当と考える。もっとも、主観的危険除外の見地からは、代表者責任論という危険管理者が危険管理をするに至った理由や経緯などから、被保険者による管理に比して損害発生危険の蓋然性が増加するような場合（たとえば、危険管理者に一方向的に不利な契約により保険の目的を管理させ管理の懈怠が容易に予見できる場合とか、危険管理者が著しく不注意な人物でありおよそ管理に不適任な場合、被保険者に恨みを持つ者に危険管理を委託した場合、または管理者と被保険者の強い人的つながり（反社会的勢力内の上下関係など）により、管理者が被保険者の利益のために違法行為も辞さない場合など）には、保険者免責の効果を導く余地はありうるであろうことを留保しておく。

3 第三者による保険事故招致免責を導くための基本的な考え方

(1) 問題の所在

自己責任主義を原則的立場として採用する場合、被保険者以外の第三者が保険事故招致をしたとしても直ちに保険者免責を導くものではないが、実質的な保険の利益享受主体である第三者（本稿でいう実質的被保険者）による保険事故招致の場合には、被保険者による保険事故招致と同視できるため、保険者免責の効果を導くのが妥当である。

しかし、実質的被保険者は、あくまでも実質的被保険者であり、保険契約上定められた被保険者ではないから、第三者であることに変わりはなく、被保険者との共謀がない以上は、形式的には被保険者による故意の保険事故招致とはいえない。したがって、実質的被保険者による保険事故招

致が保険者免責の効果を導く根拠は何かが検討されなければならない。

実質的被保険者による保険事故招致免責に関する検討の前提として、他人のためにする保険契約の保険契約者による保険事故招致がなぜ法定免責事由とされているのかに関する議論を概観しておく。この場合の保険契約者は、被保険者と同視できるような実質的被保険者ではないが、他人のために保険契約を結ぶ保険契約者は、これにより保険契約者自身も間接的に何らかの利益があることが想定されるため利益状況が類似するからである(たとえば、リース会社から車両をリースした賃借人が自ら保険料を負担して自動車保険における車両保険を締結する場合、保険契約者は賃借人、被保険者はリース会社となるが、車両が老朽化し、賃借人が車両をリフレッシュしたいと考えて故意に車両を損壊した場合を想定すると、所有者利益は被保険者であるリース会社に帰属するが、実際に車両を使用する賃借人にも車両保険の支払いによりリフレッシュした車両を使用することができるというメリットがある。車両を損壊せずとも別の車両をリースすれば良いとの指摘もあるが、リース料の増加なくリフレッシュした車両を使用できる点に賃借人のメリットがあると想定できる)。

前述のとおり、第三者による保険事故招致のうち、他人のためにする保険契約における保険契約者の故意の事故招致が免責とされていることについては、信義則説および公益的見地説からは十分に説明できず、また、主観的危険除外説の立場からも、被保険物が被保険者の管理下にあり、保険契約者はその管理に無関係であった場合は、保険契約者は全くの第三者と異ならず、保険契約者側の異常な危険とはいえないのではないかと指摘されており、この点に問題の所在がある。

(2) 法が特に定めたものとする見解

この点に関し、法が特に契約者の事故招致をもって保険者免責事由としたと解するほかない、とする見解がある³⁸⁾。この見解は、次のように説

38) 大森・前傾注 5) 246頁。

く。すなわち、他人のためにする保険における保険契約者は、被保険者と異なり、事故発生により保険契約の利益を受ける地位に立つことはないし、加害者たる保険契約者は被保険者に損害賠償義務を負うため、仮に被保険者に保険金が支払われても、保険代位により損害賠償請求権が保険者に移転するため、保険契約者が利得することはない。もっとも、保険契約者が被保険者に保険金を得させる目的で事故を招致する場合、国民経済の見地または公序良俗の見地から否認されなければならないように見えるが、しかしこれは純然たる第三者が同様の目的をもって事故を招致する場合と異ならない。実際問題としては、保険契約者が他人のために保険契約を結ぶのはこれにより契約者自身も間接的に何らかの利益を感じることが想像されること、保険契約者は被保険者と事実上とくに親密な関係にあり、自らの犠牲で被保険者に利益を得させようとする心意ある場合が実際上多いこと、被保険者との間に立証困難な程度の共謀・黙契などのある場合が多いことなどから、法が特に保険契約者の事故招致を免責としたという。したがって、解釈上は、保険者による事故招致を有責とする反対の特約や保険の種類によっては除外例が認められるとする³⁹⁾。

この見解に対しては、理論的には説明できず、実際問題を考慮した例外的処理であるとの指摘がなされている⁴⁰⁾。この見解に対しては、前述したリース車両の賃借人による故意の事故招致のケースからも明らかなおと、他人のためにする保険契約の保険契約者が有する間接的な利益は、被保険者が得る所有者としての利益と比較すれば格段に小さいというべきであり、この点からは、法がわざわざこれを抑止するほどのものかは疑問がないわけではない。

他方、被保険者との親密な関係から保険契約者が自らの犠牲で被保険者に利益を得させようとする心意がある場合が多いという点については、保険料を負担してまで他人のために保険契約を締結するような場合、保険契

39) 大森・前掲注 5) 246～247頁。

40) 竹瀆・前掲注 8) 531頁。

約者と被保険者との間には密接な関係があることが推定され(ただし、前述のリースの事例のように、リース契約上、賃借物に損害を与えないという意味での債務不履行回避のために保険加入するような場合は、密接な関係とはいえない)、保険契約者が故意の事故招致に出る可能性があるという一応の経験則の存在は想定できる。また、被保険者との間に立証困難な程度の共謀・默契などのある場合が多いことという点も、知り合いや家族等の情誼に基づき保険契約を締結するような場合には、共謀の存在を推定できる。ただし、前述のリース車両のような自己(賃借人)のリスク回避のために保険契約を結ぶ場合は通常共謀は想定できない。

このように、法が政策的に定めたという理由は一応理解できるものの、他人のためにする保険契約の形態が複雑・多様化している現在においては、いかなる場合にもその理由が妥当するわけではないであろう。

以上から、立法論としては、保険契約者による事故招致は法定免責事由から除外することも可能であり、保険者は保険給付を行った上で保険契約者に求償するという考え方も成り立ちうると考えられる。

(3) 代表者責任論を根拠とする考え方

この見解は、他人のためにする保険契約の保険契約者による事故招致ではなく、第三者による事故招致免責の文脈ではあるが、次のように述べる。保険事故の招致は、保険の目的に対する純粹の事実行為であり、保険の目的をその経済目的に反する方法で取り扱うことに存する。かかる行為は保険の目的の占有・管理に関与する者について問題となるが、もし第三者が保険の目的について事実上危険管理者としての地位に立つならば、この第三者を保険契約者の代表者、危険管理者と解すべく、法律上の危険除斥は必然的にこの第三者の有責行為に対して向けられなければならない。事実上保険契約者から全面的に被保険危険の管理を委ねられている場合に、この第三者を保険契約者の代表者と考え、この第三者の保険事故招致を保険契約者の保険事故招致と同視して、保険者の給付免責を肯定すべ

き、とする⁴¹⁾。

前述のとおり、代表者責任論は、被保険者から保険の対象の管理を委ねられている場合に保険者免責を導くための理論であるから、第三者が被保険者から保険の対象の管理を委ねられている場合には検討の余地があるが、そうでなければ検討する意味がない。したがって、代表者責任論を他人のためにする保険契約の保険契約者を含む第三者による故意の事故招致免責の一般的な根拠とすることは困難である。

このことから、実質的被保険者が保険の目的の危険管理をしていたというだけでは、実質的被保険者を被保険者と同視することはできず、単なる考慮要素に過ぎないということができない（危険管理の事実がなければならぬということにもならない）。

（4） 経済的被保険者の理論を採用すべきとする見解

この見解は、他人のためにする保険契約の保険契約者による故意の事故招致免責も、保険契約者が経済的被保険者に該当するか否かにより決すべきであるとする⁴²⁾。この説は、第三者による保険事故招致においては代表者責任論ではなく、自己責任主義が妥当であることを前提に、経済的被保険者の理論を採用することで自己責任主義はより実質的となること、旧商法641条後段（保険法17条1項第1文）は例外条項であり限定的に解釈して差し支えないことなどを理由に、保険契約者が経済的被保険者に該当する場合に限り保険者免責となるとする⁴³⁾。

この見解は、旧商法641条後段（保険法17条1項第1文）の保険契約者を経済的被保険者（本稿でいう実質的被保険者）に限定解釈するもので、保険契約者にとっては有利である。他人のためにする保険契約の保険契約者による保険事故招致がなぜ法定免責事由とされているのか、という問いに対

41) 坂口・前掲注 20) 236頁。

42) 竹瀨・前掲注 34) 690頁。

43) 竹瀨・前掲注 34) 688～690頁。

しては、経済的被保険者に該当し「被保険者」と同視できる保険契約者であることが免責の要件であるならば、あえて保険契約者を法文に列挙しなくても良かったとも解し得る(他の第三者と同じ扱いで足りる)。しかし、保険契約者は他の第三者と比較して被保険者と密接な関係にあることが多く、経済的被保険者に該当するケースが多いと考えられるため、法がこれを注意的に規定したと読み取ることができるであろう。この見解は、自己責任主義を貫くものといえる。

(5) 検 討

他人のためにする保険契約の保険契約者が、保険契約者というだけでこの者の事故招致が保険者免責の効果を導くことは、保険契約者と被保険者との関係が多様化し、保険契約者が被保険者のために保険料を負担している理由も単に親密というだけではなく、保険契約者自身のリスク回避のためであるとか、被保険者との契約に基づくような場合も想定できることを考えると必ずしも妥当性があるとは言い切れない。そのような場合には、直ちに保険契約者が自らの犠牲で被保険者に保険金を得させるために保険事故を招致することが推定されることはなく、当然、保険契約者と被保険者間の共謀も推定できないからである。

他方で、保険契約者と被保険者が経済的ではなく人的属性によってつながっている場合(地縁、血縁、先輩後輩、反社会的勢力内における上下関係など)には、依然として保険契約者が自らの犠牲で被保険者に利益を得させようとする場合や、立証困難な共謀が行われていることは十分にあり得る。

この点を考えると、法定免責事由たる「保険契約者」を経済的(実質的)被保険者に該当する場合に限定してしまうことには若干の躊躇を覚えるところである。理論的には、経済的(実質的)被保険者に該当する場合に限定する説または立法論として保険契約者を除外することを支持したいところではあるが、モラル・リスク訴訟の現実に鑑みると、他人のためにする

保険契約の保険契約者が法定免責事由とされていることは法が特に定めたものであるとする見解を支持し、法定免責事由としての「保険契約者」を限定解釈することは難しいものとする。

これを、故意免責の趣旨から根拠付けるならば、他人のためにする保険契約の保険契約者による主観的な危険は、保険者が引き受けることを欲しない被保険者側の危険であると説明することになる。したがって、他人のためにする保険契約の保険契約者による事故招致を免責とするのは自己責任主義に対する例外ということになる。もっとも、これはあくまでも法が政策的に規定したものであるから、実質的被保険者による免責を検討するには、自己責任主義の観点から、原則として実質的な被保険者への利益の帰属の要素が必要となる。ただし、絶対ではなく、他人のためにする保険契約の保険契約者と被保険者の関係と類似するような密接性や人的属性、つながり、保険料負担などの要素から、実質的被保険者への直接的な利益帰属がなくても、これと同視できる事情により損害発生の高度な蓋然性があることが認められ、それが保険者において引き受けを欲しない主観的異常危険といえるときは、実質的被保険者と被保険者を同視する余地を残すものとする考え方が可能であろう。

IV 実質的被保険者該当性の判断枠組み

1 検討の視点

保険の対象となる財産から実質的に保険の利益を受ける立場にある第三者が保険事故を招致した場合、その者が法律ないし約款で規定されている免責の人的範囲に含まれない者であったとしても、保険者免責の結論を導くことが妥当である。

実質的被保険者の理論を採用したとされる裁判例はいくつか存在するが、事例判断であり一定の判断枠組みが必要である。学説上は、裁判例を分析し、同分析から引き出された実質的被保険者の理論適用の要素とし

て、①法形式的には、保険の目的物について所有権を有しておらず、別人が所有者である、②しかし、保険の目的物に対して所有者のような使用・収益・処分の権能(被保険利益)を実質的に保持している、③保険金が支払われれば、それを実質的に自由に使用できる状況にある、④上記②、③のような実態関係を形式的な被保険者が認容している、という点が指摘されている(以下「要素①」、「要素②」などと表記することがある)⁴⁴⁾。

以下、2つの裁判例を検討し、上記①ないし④の判断枠組みの妥当性について検討する。なお、紙幅の関係上、法人の機関構成員ではないが法人が保険金を取得することで利益享受する者による保険事故招致の場合は検討対象からは外すこととする。

2 裁判例

(1) 仙台地判平成7年8月31日判タ896号220頁

(a) 事案の概要

本件は火災の目的である本件店舗と店舗内の什器が全焼した事案である。X1(原告)は不動産等を担保に金銭を貸し付ける業者である。X1はX2(原告)を債務者、Aを連帯保証人として6300万円を貸し付け、本件保険の目的である本件店舗及び本件倉庫に抵当権を有していた。本件店舗の登記簿上の所有者はX3(原告)、本件倉庫の登記簿上の所有者はAであった。本件店舗の1階ではAが洋品店を経営し、2階はBに賃貸され、Bがスナックを経営していた。原告X2とAは夫婦であり、原告X3はX2とAとの間の二女である。Y1からY4(被告)は損害保険会社である。Y1はX2を契約者、X3を被保険者として本件店舗を保険の目的とする火災保険契約(本件保険(一))、X2を契約者、Aを被保険者とし、保険の目的を本件倉庫とする火災保険契約(本件保険(二))を締結し、X3とAは、Y1に対し、抵当権者であるX1に損害発生時における抵当権付き債権の額を

44) 竹濱・前掲注5)464頁。

限度に保険金請求権の譲渡を通知し、Y1はこれを承諾した。Y2はX3との間で本件店舗及び店舗1階の洋品店内の什器備品を保険の目的とする火災保険契約（本件保険四）を締結した。Y4は、X3との間で本件店舗を保険の目的として店舗総合保険（本件保険六）を締結した。Y4はX2との間で本件店舗の造作を保険の目的として長期総合保険契約（本件保険五）を、本件店舗内の什器備品一式、商品一式を保険の目的として店舗総合保険契約（本件保険七）締結した。Y3はBとの間で、X2を被保険者として本件店舗2階のスナックの什器備品を保険の目的として火災保険契約（本件保険三）を締結した。昭和63年1月7日、本件店舗において本件火災が発生し、本件店舗、その造作、什器備品、商品が焼損したため、XらがYらに対して保険金を請求した。

以上に対し、裁判所は、X2はAの父の家業を継ぐために婿養子としてAと結婚したがAの兄が家業を継ぐことになったためX2とAは昭和32年に婦人服の販売業を創業したこと、X2とAは昭和43年に本件店舗を新築して両名とCの共有名義で所有権保存登記をしたこと、洋品店の経営はAがその判断で行ってきたこと、X1は外売りの仕事が主であったこと、Aは洋品店の経営には関わっていなかったこと、X2とAは支店経営やアパート経営、本件店舗の2階をBに賃貸するなどしていたが、これらの計画、資金繰りなどはすべてAが行ってきたこと、本件店舗のX1に対する抵当権設定はAが判断して行ったこと、昭和62年に本件店舗の共有持分全てがX3に移転されたがその後も使用集収益の実態には変化がないこと、本件各保険契約の締結は全てAが独断で決め、X2とX3は契約内容を知らなかったことを認定した上で次のとおり判示した。

(b) 判 旨

「右認定の事実によれば、本件店舗、その什器備品・商品・造作、洋品店及びスナックの什器備品・商品・造作等を保険の目的とする、本件保険(一)、(三)ないし(八)の被保険者は、形式的には、X2ないしはX3ではあるものの、実質的には、X2及びX3から包括的な代理権を与えられ、これら

を全面的に管理し、使用収益して利益を得ていたAもまた被保険者であるということができる。

そして、このような実質的被保険者の行為は、商法六四一条後段又は前記各約款の解釈上、被保険者の行為と同視されるべきである。」

(c) 検 討

本判決の「実質的には、X2及びX3から包括的な代理権を与えられ、これらを全面的に管理し、使用収益して利益を得ていたAもまた被保険者である」との表現からすると、一見、Aを危険管理者とする代表者責任論的な発想があるかのようにも見える⁴⁵⁾⁴⁶⁾。しかし、本件はその後に「このような実質的被保険者の行為は、商法六四一条後段又は前記各約款の解釈上、被保険者の行為と同視されるべきである。」とも判示しておりこの点からは実質的被保険者の理論を前提にしているとも思える。

判旨は、Aを被保険者と同視するための一般論について明確に述べていないので判然としない部分もあるが、認定された事実からすると、X2、X3がAに代理権を与えていたことにさしたる意味はなく、Aが本件店舗を管理し、使用収益して利益を得ていた、という部分が重要であろう。Aが利益を得ていた点の実質的被保険者との認定を可能にしている。もし、AがX2、X3の代理人として管理していたに過ぎないのであればその利益は本人に帰属することになるため、利益帰属主体ではないAの故意・重過失は保険者が引き受けを欲しない主観的な異常危険とはいえないであろう。

このように本件は、形式的な保険の目的の所有権はX3であるが、実質的な所有者はAであり、Aが使用・収益・処分権能(被保険利益)を有している(要素①、②)。そして、自己責任主義の立場から重要なのは、A

45) 棚田良平「判批」損害保険研究58巻2号(1996年)222頁は、本判決が代表者責任論を採用したとの見解を取るものと考えられる。

46) 甘利公人「判批」判時1576号(1996年)226頁は、包括的な代理権を与えられていること、との判示はドイツの代表者責任論を踏襲するものと考えられるとし、物件を全面的に管理し使用収益して利益を得ているとの点は、使用収益して利益を得ていることは不要で全面的な管理で十分であると指摘する。

が保険の利益帰属主体でなければならず、その意味で支払われた保険金をAが自由に使用することができなければならない（要素③）。本件ではこの点が明確に認定されていない。この点は問題であるが、Aが洋品店を営営していたことや、保険契約締結やその内容もAが判断し、X2とX3は保険契約の内容も知らなかったことから、Aが支払われた保険金を自由に使用できたであろうことは一応推定できるであろう。

なお、判旨は、Aが実質的な被保険利益を有し（要素②）、保険金はAが自由に使用できること（要素③）をXらが認容していたこと（要素④）については言及していない。あるいは包括的な代理権を与えていたことを認容と捉える余地もあるかもしれないが、認容の要素が必要かは検討が必要である。

この点、形式的被保険者が真実は容認していなくても、人的関係性から実質的被保険者が保険の目的を管理・支配し、保険金を使用できる場合（反社会的勢力内における序列や人的関係などから）や、暴行・脅迫により形式的被保険者を従わせている場合も考えられる。この場合には、認容がなくとも、実質的被保険者が欲しいままに保険金を取得することが明らかであるから、実質的被保険者による保険事故招致は全部免責とすべきである。この観点では、認容といわなくとも、実質的被保険者が形式的被保険者を排して、保険の目的を自由に使用・処分できる地位にあったこと、という要素でも代替できるといえるのではないか。

他方、そうではない場合は、形式的被保険者の容認は保険金請求権の譲渡と類似の関係に立つと考えられるため、認容の要素は必要であると考えられる。そして、このことは、容認の範囲を認定して、被保険利益を形式的被保険者と実質的被保険者のそれぞれに分属する（容認している部分は免責となり、容認していない部分は免責とならず、一部免責の結論となる）との判断を導くことにつながるのではないかと考えられる。ただし、被保険者がどの範囲で容認し、どの範囲では容認していないかの判断は、たとえば、特定の建物は認容し、それ以外は認容していないといった場合は判断可能と思われるが、一つの建物を部分的に使用・収益させる範囲で認容してい

るような場合は割合的認定となり、認容の範囲、すなわち、免責の範囲を画するのは簡単ではないと考えられる。

このように、認容の要素は、保険金請求者側(被保険者側)の再抗弁として免責の効果を一部消滅ないし障害させるものと解する余地があり(否認と捉える余地もあるが、立証責任の所在とも関連するため本稿では深く立ち入らない)、実質的被保険者による保険事故招致の免責の範囲の認定要素として必要であると考えられる。本件では原告側から主張立証がなされなかったため争点とならなかつたとも解し得るであろう。

本判決は、Aに被保険利益があることを前提に、Aを実質的被保険者であると認定したものと考えられるが⁴⁷⁾⁴⁸⁾、自己責任主義の立場からは、実質的被保険者というためには保険の利益がAに帰属することまで認定することが必要であり、判旨がこの点に触れていないことは問題である。それゆえに本判決が代表者責任論を採用したとは解されないが、実質的被保険者の認定としてはAへの保険の利益帰属まで認定すべきであったと考えられる。

(2) 東京高判令和2年2月27日金融・商事判例1594号8頁⁴⁹⁾

(a) 事案の概要

本件は、生花店を経営する個人事業主であるX1(原告・控訴人)が、店

47) 竹瀆・前掲注5)461~464頁も同様。

48) 笠原武明「判批」ジュリ1144号(1998年)123頁は、そうではなく、本判決は代表者責任論、実質的被保険者の理論の採否とは切り離して評価し得るもので、また、支持できるとする。ただし、被保険物につき被保険利益を有する者の事故招致は保険者全部免責となるという命題を一般的に承認することはできない、理論的には保険者の一部免責とすべきと指摘する。

49) 本判決の評釈として、水野信次「判批」銀行法務21No.860(2020年)67頁、竹瀆修「判批」『令和2年度重要判例解説』ジュリ1557号(2021年)82頁、山下典孝「判批」リマークス63号(2021年)98頁、堀井智明「判批」立正法学論集55巻1号(2021年)75頁、山本到「判批」損保研究83巻3号(2021年)151頁、松田真治「判批」法律のひろば75巻3号(2022年)54頁、高見直史「判批」共済と保険(2022年)26頁、中村信男「判批」金判1661号(2023年)50頁がある。

舗総合保険を締結するY保険会社（被告・被控訴人）に対して火災により保険の目的である建物の一部が焼損したとして保険金を請求した事案である。また、X2（銀行、原告・控訴人）はX1に対する貸金返還請求権を被担保債権として、X1のYに対する保険金請求権に質権の設定を受けたとして、Yに対し保険金の一部（被担保債権相当額）を請求している。AはX1の姉の内縁の夫である。X1とYは、保険の目的を本件建物、保険期間を平成16年4月27日午後4時から平成31年4月27日午後4時まで、保険金額を1億5000万円、保険料を81万1500円（長期一括）とする内容の店舗総合保険を締結した。その後、平成26年5月24日午前4時頃、何者かの放火により本件建物に火災が発生し、本件建物の3階部分を焼損した。

X1とAは平成14年頃知り合い、義理の兄弟として交際するようになった。Aは本件火災当時、執行官の職務を補助する等の事業を営んでいたが、平成30年12月頃までには病氣療養により無職となっていた。本件土地建物は、平成16年頃にX1が不動産会社から6800万円で購入したものであるが、売買契約に関する交渉はAが行った。本件土地建物の購入代金としてX2から融資を受けるための手続もAが行った。X1は、本件土地建物にそれぞれ本件融資に係る貸金債権を被担保債権とするX2の抵当権を設定し、X2から5800万円の本件融資を受けてこれを売主に支払い（1000万円はX1が手付で支払っている）、売主から所有権移転登記及び抵当権設定登記を備えた。X1は、本件建物購入後も、既存店舗で生花店の営業を続け、本件建物を営業拠点として利用することはなく、遅くとも平成19年頃以降は、本件建物にほとんど立ち入らなかった。他方、Aは遅くとも平成19年頃から本件建物を倉庫として使用すると共に管理していた。また、Aは平成19年頃からX1に代わって本件融資の返済（月額41万円）を行うようになった。また、Aは、X1が本件建物を購入した当初から、固定資産税を支払っていた。平成23年には本件建物の不動産取得税の滞納により、また、平成25年には固定資産税の滞納により本件建物が各差し押さえを受けているが、AがX1に代わって不動産取得税を支払ったため、この部分の

差し押さえは解除された。

原審(水戸地判土浦支令和元年10月23日金判1594号16頁)は、X1の被保険利益を認めた上で、本件放火はAないしX1の関与の下でなされたものと認定し、Aが単独で放火を実行したとしても、X1が保険金を入手できるとすることは公益に反し、信義誠実の原則に反するとして、本件免責条項を適用してXらの請求を棄却した。そこで、Xらが控訴した。

(b) 判 旨

1 被保険利益について

控訴審は原審の判断を若干補正しつつも、基本的には原審の判断をそのまま引用しているため、以下、原審の判断を引用する。

「X1は、Rサービス株式会社との間で、本件土地建物を6800万円で買い受ける旨の売買契約を締結し、手付金及び残代金を支払い、所有権移転登記を備えたのだから……、当該売買契約に基づき、本件土地建物の所有権を取得し、第三者対抗要件も備えたと言える。」などと判示して、X1が本件建物の形式的な所有者であり、第三者対抗要件も備えていることを前提に、続いて、本件土地建物購入の際の手付金の出所は明らかでないこと、本件融資の月額返済金41万円についても、X1の当時の収入から支払える見通しがなかったこと、X1は、本件建物を取得する前後に花屋の営業を移転又は拡大するための具体的な行動をとらなかったこと、本件土地建物は、花屋の営業に相応しい場所であるとは考えにくいこと、本件建物はX1が花屋などを営業し、Aが本件建物の一部を倉庫などとして使用するとともに、床面積に余剰が生じ、本件融資の返済金や本件建物に係る公租公課の負担に見合う収益を確保することは容易でなかったはずであること、本件土地建物の購入に係る交渉も、本件融資に係る交渉も、事実上Aの主導により行われていたこと、本件土地建物の購入後は、主にAが本件建物を使用・管理し、Aが本件融資の返済金の大半のほか、不動産取得税及び固定資産税の支払をしていたこと、X1が本件土地建物を購入した翌年の平成17年秋には鉄道の開通が予定されていたことを指摘して次のよう

に判示する。

「Aは、不動産の値上がりに期待して、投機の目的で本件土地建物を購入するため、事実上の義弟であるX1に買主としての名義を借り、X1の名義で本件融資を受けたものと認められる。」

「しかしながら、本件土地建物の購入資金のうちの多くを占める本件融資金の返済義務を法的に負うのは、借主であるX1であり、連帯保証をした同X1の父及び兄であることからすると、本件建物に保険事故が発生した場合、X1に経済的損害が生じるということが出来るから、X1には本件保険契約に係る被保険利益があると認めることができる。さらに、X1とAとの関係からすると、X1が何らの利益を受ける期待もなくAに名義を貸したとは考えにくいことからすれば、AとX1との間で、本件土地建物の利用ないし処分に係る損益について、分担ないし分配する合意をしていた可能性は否定されないから、X1の所有者たる属性は否定することができず、本件保険契約に係るX1の被保険利益は、この点からしても否定されないというべきである。」

2 本件免責条項の適用の可否

控訴審は、以下のとおり判示して本件免責条項の適用を認めた。

「ア 前記認定・説示によれば、〈1〉X1には、本件土地建物の購入当時、本件土地建物の代金支払のためにされた本件融資の返済金（月額41万円）を支払える収入状況にはなかったこと、〈2〉X1が本件土地建物の購入の動機として供述する内容は、本件土地建物の立地状況や、購入後の本件建物の利用状況等に照らし、不自然、不合理であり信用できないこと、〈3〉本件土地建物の購入に係る交渉、本件融資に係る交渉、本件土地建物の売却に向けた行動は、いずれもAの主導により行われていたこと、〈4〉本件土地建物の購入後は、主にAが本件建物を使用・管理し、Aが本件融資の返済金の大半のほか、不動産取得税及び固定資産税の支払をしていたこと、〈5〉本件保険金の請求に係る交渉も主にAが行っていることなどからすると、本件建物については、その所有名義はX1であり、X1に被保

險利益があることは否定できないものの、Aは、本件建物の実質的所有者であるか又は本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者であるものと認められる。」

「イ 本件免責条項は、損害保険契約において、保険契約者又は被保険者の悪意又は重過失によって生じた損害については、保険者は損害填補の責を負わない旨を定めた旧商法641条（現行保険法17条1項本文と同趣旨）を具体化、明確化したものと解されるところ、同項の趣旨は、保険契約者又は被保険者の故意又は重大な過失によって保険事故を招致した場合に被保険者に保険金請求権を認めるのは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであることによるものと解される（最高裁平成5年3月30日第三小法廷判決・民集47巻4号3262頁、最高裁平成16年6月10日第一小法廷判決・民集58巻5号1178頁参照）。

上記のとおり、本件放火は、本件建物の実質的所有者であるか又は本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者であるAの関与の下でされたものと認められ、Aの故意による保険事故の招致は、A及びX1との関係から、信義則上、被保険者であるX1の故意による保険事故の招致と同視し得るものといえる。そうすると、X1の保険金請求を認めることは、保険契約当事者間の信義則に反し、又は公序良俗に反するものであるといえるから、本件免責条項が適用され、Yは免責されるというべきである。」

(c) 検 討

判決前半で検討されているX1（原告）の被保険利益の存否（なければ保険契約そのものが無効となる）については重要な争点ではあるものの、本稿の主題（実質的被保険者の認定要素）からは逸れるため、本稿では検討を割愛する。

本判決は、形式的にX1は本件建物の登記上の名義人であり、X1が本件土地建物購入資金の融資金返済義務を負い、X1の父及び兄が連帯保証していることなどから、保険事故によりX1に経済的損失が生じることを

理由に X1 の被保険利益を認めつつ（要素①）、本件土地建物の購入に係る交渉、本件融資に係る交渉、本件土地建物の売却に向けた行動は、いずれも A の主導により行われていたこと、本件土地建物の購入後は、主に A が本件建物を使用・管理し、A が本件融資の返済金の大半のほか、不動産取得税及び固定資産税の支払をしていたこと、本件保険金の請求に係る交渉も主に A が行っていることなどから、A を本件建物の実質的所有者または本件建物の利用ないし処分に係る経済的利益を享受する者と認めた（要素②）。

しかし、他方で、形式的所有者（登記名義人）である X1 において、実質的所有者である A が本件建物を所有者として使用、収益、処分することを認容していたか否かについては明示的に判断していない。前述のように、認容の要素は、実質的被保険者による保険事故招致免責の範囲を画する要素になると考えられるため、認定が必要というべきである。本判決はこれを当然の前提にしているとも解しうるが、明示的に判断しておくべきであったと解される。

次に、本件では X2 が保険金請求権の質権を有しているため、A は支払われた保険金を実質的に自由に使用できる状況（要素③）があるといえるかが問題となる。本件では X2 の質権の存在を理由にこの要素を認定することが難しく、自然人が保険契約者・被保険者である、物保険についてはこの要素を必要条件ではなく十分条件と位置付けるとする見解⁵⁰⁾や、この要素は厳格な意味で要件に含める必要はないとも考えられる、との見解⁵¹⁾がある。

しかし、要素③は自己責任主義の立場からは必要な要素と考えられ、主観的危険除外の観点でも、実質的被保険者が保険金を自由に使用できる状況にあるからこそ、損害発生の際の蓋然性が高まるといえるので、要素③を完全に除外することはできないと考えられる。ではどのように考えるべき

50) 中村・前掲注 49) 54頁。

51) 山下（典）・前掲注 49) 101頁。

か。

本件では、融資金の残債は損害額を下回るため(X1主張の損害額は3316万0925円、Y認定の損害額は2087万4243円、X2が質権により担保しているX1への貸金の残債は1742万0410円)、X2の質権が及ぶ範囲を超える部分は③の要素を満たす。

また、Yの主張によれば、本件建物の市場価値は500万円程度であり(ただし正確な金額かは不明)、取壊しにも費用がかかるため、取壊して売却するよりも火災で焼失した方が、保険金により融資金を完済することができ、保険金の額次第では取壊し費用も保険金で賄うことが可能となり得る。そうなれば、Aは抵当権の負担がなく、かつ更地の本件土地を使用・処分することができる地位に立つ。この点も考慮すれば、Aは保険金そのものではないが、保険金が支払われることにより得られる利益を享受することができるのであり、この事実は、Aに故意の事故招致を実施させる動機となるといえる。これは、保険者が引き受けを欲しないAの主観的危険といえるであろう。

よって、要素③は、保険金が支払われれば、それを実質的に自由に使用できる状況、または、保険金が支払われることにより生じる間接的な利益を得ることができる状況にあること、と捉えるのが相当であると考えられる⁵²⁾。本判決はこの点も考慮して、AとX1を同視できると判断したものと解される。

3 結 論

以上検討したとおり、実質的被保険者に該当するか否かを判断するための枠組みは、①法形式的には、保険の目的物について所有権を有しておらず、別人が所有者である、②しかし、保険の目的物に対して所有者のような使用・収益・処分の権能(被保険利益)を実質的に保持している、

52) 山本・前掲注49)164頁も、事故を招致した第三者が被保険者を通して直接または間接の利益を受ける場合にも故意免責を認める必要があると指摘する。

③ 保険金が支払われれば、それを実質的に自由に使用できる状況、または、保険金が支払われることにより生じる間接的な利益を得ることができる状況にある、④ 上記②、③のような実態関係を形式的な被保険者が認容している、または、実質的被保険者が、暴行・脅迫、その他の方法で形式的な被保険者を排して、保険の目的を自由に使用・収益・処分できる地位にあったこと、とするのが妥当と考える。

また、要素④の認容の範囲が一部免責の範囲と関連し、認容がない範囲においては、保険者有責の結論を導く余地があるものと解される。

V おわりに

本稿は、自己責任主義と主観的危険除外説の立場から、保険者免責を導くための実質的被保険者該当性の判断枠組みについて検討したものであるが、最後に、最近の火災保険は標準約款よりも免責の人的範囲を拡大しているため、この点の問題意識を指摘して結びとしたい。

1 現在の火災保険標準約款の内容

現在の火災保険標準約款⁵³⁾は、保険契約者、被保険者（これらの者が法人の場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう）またはこれらの者の法定代理人の故意もしくは重大な過失または法令違反、これらの者以外の者が保険金の全部または一部を受け取るべき場合はその者（これらの者が法人の場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう）またはその者の法定代理人の故意若しくは重大な過失または法令違反が保険者免責とされている（住宅火災保険普通保険約款第3条(1)）。

53) 損害保険料率算出機構「火災保険標準約款」（2023年6月）6頁。

2 最近の火災保険約款の内容

他方、これと異なり、個人向けの火災保険において、保険契約者、被保険者（これらの者が法人の場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう）これらの者の代理人、同居の親族の故意、重過失および法令違反による保険事故招致を免責とし、さらに列挙された保険事故（火災、風災、水災、盗難・水濡れ等、破損等）のうち破損等については、保険契約者または被保険者（これらの者が法人の場合はその理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関をいう）の使用人、保険の対象の使用または管理を委託された者、保険の対象の使用または管理を委託された者の使用人の故意、重過失および法令違反による保険事故招致を免責とするものがある⁵⁴⁾⁵⁵⁾⁵⁶⁾。

かつての火災保険には、「被保険者と生計を共にする同居の親族の故意に因って生じた損害。」を免責とし、ただし、「被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合は除く。」とする規定があったが⁵⁷⁾、上記規定は、

54) 東京海上日動火災保険株式会社「Total assist 住まいの保険」(2022年10月1日以降開始用) 普通保険約款・第1章第5条、第6条参照(家財補償特約も同様)。

55) 三井住友海上火災保険株式会社「GK すまいの保険」(2022年10月)も同種の規定が存在するが、列挙されている保険事故(火災、落雷、破裂・爆発、風災、雹災、雪災、水ぬれ、盗難、水災、破損、汚損等)によって故意免責の生じる人的範囲に違いがない点、代理人を「法定代理人」に限定している点、保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族については故意免責に限定し(重過失や法令違反は有責)、かつ、故意免責の適用についても被保険者に保険金を取得させる目的でなかった場合を免責から除外している点、保険契約者、被保険者や保険の対象の使用または管理を委託された者の使用人は免責の人的範囲に含まれない点などに違いが見られる(第1章・第4条、家財も同様、第2章・第4条)。

56) 損害保険ジャパン株式会社「THE すまいの保険個人用火災総合保険」(2023年10月改定)は、火災保険標準約款と同様、保険の対象の使用もしくは管理を委託された者または被保険者と同居の親族については故意もしくは重過失または法令違反免責の対象に含まれていない(第2章・第4条、家財も同様)。よって、東京海上日動や三井住友海上とは異なる約款構成となっている。

57) 田辺康平=石田満=棚田良平=戸出正夫『註釈火災保険普通保険約款』〔田辺康平〕(日本評論社、1976年)127頁。

被保険者の教唆・共謀の疑いがある場合にのみ適用されるように制限して解釈しなければならないと指摘されており⁵⁸⁾、1981年6月の約款改定の際に削除されたという経緯がある⁵⁹⁾。これにより、被保険者の教唆あるいは被保険者との共謀の事実があるときは、被保険者自身による事故招致として免責となるが、その挙証責任を保険者に転嫁することにより被保険者側を有利にした、とされる⁶⁰⁾。

学説上有力な見解は、家族または同居者による事故招致は、実際において被保険者と黙示的にせよ通謀があるかまたは被保険者の重大な過失に帰しうる場合も多く、また、被保険者自身に責任がなくても家族または同居者に自ら犠牲をしのんで被保険者を利するために事故を招致する場合も考えられるとして、家族または同居人による事故招致は一度保険者免責事由とし、家族または同居者の事故招致が保険契約の存在が唯一または主たる動機ではなかったことの立証をゆるし、これが立証された場合には保険金支払義務を認めるのが立法論として適当で、被保険者の家族による保険事故招致は当然に保険者の免責事由とすべきとの議論には根拠がなくその当否は甚だ問題であろう、と指摘されていた⁶¹⁾⁶²⁾。

3 神戸地判平成29年9月8日判タ1448号242頁

神戸地判平成29年9月8日判タ1448号242頁は、上記で言及した免責条項と同様の保険契約者の同居の親族の重大な過失が争点となった事案に関し、同居の親族の重大な過失を認めて請求を棄却する判断を示した。故意免責の範囲を同居の親族に拡張することについては、これを支持する見解と⁶³⁾、

58) 田辺ほか・前掲注57)〔田辺〕136頁。

59) 安田火災海上保険(株)編『火災保険の理論と実務〔改訂版〕』（海文堂出版、1987年）111頁。

60) 安田火災海上保険・前掲注59)110頁。

61) 大森・前掲注5)250～251頁。

62) 以上の経緯につき、竹濱修「判批」旬刊商事法務2273号（2021年）65～66頁。

63) 遠藤聡「判批」私法判例リマークス58号（2019年〈上〉）105頁。

無効とまではいわないものの、保険法17条に比べると、被保険者等に相当に不利であるとして疑問を呈する見解がある⁶⁴⁾。

本稿はこれを議論するものではなく、第三者による保険事故招致免責を導くための基本的な考え方で述べたとおり、自己責任主義の例外を全く認めない立場でもないが、前述の有力な学説の見解の指摘も踏まえて、家族または同居人の故意・重過失による事故招致免責を根拠付ける理由付けは十分に検討される必要があるであろう。

64) 竹瀨・前掲注62) 66頁。竹瀨教授は、神戸地判の事案では争点になっていないが、同居の親族の故意または重過失免責規定の消費者契約法10条の観点からの検討も必要であると指摘される。